

教育委員会 平成22年度11月臨時会会議録

平成22年11月8日（月） 鎌倉市役所 第2委員会室

17時30分開会、17時40分閉会

出席委員 仲村委員長、林委員、山田委員、朝比奈委員、熊代教育長

傍聴者 なし

（会議経過）

仲村委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより11月臨時会を開会する。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりである。本日の会議録署名委員を林委員に願う。

1 議案第23号

鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正の申し出について

仲村委員長

日程第1 議案第23号「鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正の申し出について」を議題とする。議案の説明について願う。

教育総務部次長兼教育総務課長

議案第23号「鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正の申し出について」を説明する。議案集は1ページから4ページをご参照いただきたい。

職員の期末勤勉手当の支給割合が引き下げられることを踏まえ、教育長の期末手当の支給割合についても引き下げを行うため、条例改正について市長に申し出を行おうとするものである。

内容としては、教育長の期末手当の支給割合を、職員に合わせて6月期については195/100から190/100に、12月期については、220/100から205/100へ、それぞれ引き下げる。施行期日は公布の日からとする。

仲村委員長

支給割合の100とは何を基準としたものか。

教育総務部長

給料を100としている。ただし、この支給割合は条例上のもので、実際の支給割合については期末

手当の特例を設けており、当分の間は6月期が155/100、12月期が155/100で支給されている。

仲村委員長

当分の間とはいつまでなのか。

教育総務部長

市の財政事情・状況が好転するまでと考える。

林委員

附則の内容のことか。

教育総務部長

そのとおりである。

質問・意見なし

(採決の結果、議案第23号は、原案のとおり可決された)

仲村委員長

以上で本日の日程は全て終了した。11月臨時会は閉会する。